平成２１年（フ）第６９３号
新潟市西区黒鳥4912番地
債務者　本間絵梨子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６９５号
新潟県五泉市新屋154番地
債務者　清水　　恵
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８８号
京都府福知山市字堀1686番地細見アパート10号
債務者　折井かおる
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第１６１３号
堺市堺区田出井町１番２―1907号
債務者　流郷　俊夫
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６９５号
堺市南区鴨谷台３丁３番４―604号
債務者　小林　裕子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７４１号
大阪府柏原市国分市場２丁目８番11号
債務者　吉田　真理（旧姓松村）
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７５７号
大阪府藤井寺市東藤井寺町１番33号
債務者　神崎　有加（旧姓古谷）
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７６２号
堺市中区東山756番地
債務者　西尾　正晴
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７７０号
堺市南区高倉台３丁１番３―103号
債務者　阪田　　勉
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７７７号
堺市中区大野芝町203番地11、住民票上の住所大阪市大正区南恩加島１丁目７番９号
債務者　山口かおる
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７９６号
大阪府河内長野市木戸１丁目37番１―304号
債務者　フェイシャルエステティックサロンリサージュこと　本林　秀美
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７９９号
大阪府富田林市寿町２丁目10番13―403号
債務者　松本まゆみ（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８１４号
大阪府柏原市玉手町６番61　玉手山サンハイツ905号
債務者　加藤　京子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８２７号
大阪府富田林市久野喜台２丁目１番105―504号
債務者　アトリエムラタこと　村田　俊之
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５８９号
長崎県長崎市昭和２丁目20番12号
債務者　柴山　和孝
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５９９号
長崎県長崎市琴海村松町355番地１、旧住所長崎県西海市大瀬戸町多以良内郷423番地１
債務者　岡田　　愛（旧姓羽里）
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６０５号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷1006番地33、旧住所長崎県大村市協和町764番地　レオパレスルミエールシェル208号室
債務者　鳥越　祐平（旧姓深堀）
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６１４号
長崎県長崎市田上３丁目19番46号
債務者　森谷　猛夫
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係